

議会改革特別委員会記録

開会年月日	平成27年12月2日
開会時刻	午前9時59分
閉会時刻	午後0時18分
出席委員名	◎工村一三 ○野崎隆太 楠木宏彦 吉井詩子
	吉岡勝裕 上田修一
	小山 敏（議長）
欠席委員名	なし
署名者	楠木宏彦 吉井詩子
担当書記	伊藤 亨
協議案件	1 議会報告会について
	2 議会基本条例骨子案について
	3 追加検討項目（A及びC）について
	4 次回の会議について
説明者	

◎工村一三委員長

ただいまから、議会改革特別委員会を開催いたします。

本日の出席者は、全員でありますので、会議は成立しております。

本日、御協議いただきます案件でございますが、お手元の事項書にありますとおり、1番目として、「議会報告会について」ということで、先月、開催していただきました議会報告会の開催結果につきまして各班から御報告をいただき、課題がございましたら御協議を願いたいと思います。

それから、2番目といたしまして、「議会基本条例骨子案について」ということで、本日は骨子案の「5会派」と「11法第96条第2項の議決事件」について御協議をお願いしたいと思います。

3番目といたしまして、「追加検討項目（A及びC）について」ということで、前回に引き続き「②会議への携帯・スマホ・タブレット等の持ち込みについて」、また、「③請願に対する本会議場質疑の実施」「④議会ごとの質問者・質問内容、並びに在職期間の通算質問回数等の公表」についても御協議願いたいと思います。

最後に、4番目の「次回の会議のこと」といたしまして、協議内容及び開催日時について御協議をお願いしたいと思います。

それでは、会議に入ります。

本日の会議録署名者に、委員長において、楠木委員、吉井委員の御兩名を指名いたします。

協議案件に入ります前に、本日は、前回に引き続き御検討いただく案件もありますので、前回の会議内容の振り返りをさせていただきたいと思います。一つずつ確認をしていきたいと思います。資料といたしまして、第23回議会改革特別委員会の概要についての資料を配付させていただいております。

それではまず、1の「議会報告会について」は、アンケート等について御確認をいただ

き、それから、2の「今後の進め方について」では、平成28年9月の定例会までに議会基本条例及び議員倫理条例の骨子をまとめることを御確認いただきました。スケジュールもお示しさせていただき、まず骨子案のうち具体的な検討が必要な項目であります、5の「会派」、11の「法第96条第2項の議決事件」から検討を進め、23の「見直しの手続」まで順次検討しまして、そのあと、その他の項につきましても、1の「目的」から順次再確認をするということと、前回、していただきました。

また、骨子案の検討においては、追加検討項目（A及びC）とした事項との関連を見ながら進めていくということで確認をしていただきました。

それから、基本条例の前文についても検討するか、もしくは、前文については骨子の検討からは外すか、というお話もさせていただきました。前文につきましては、骨子案の検討を一通り終えた後に検討してはどうかというふうに思っております。一通り全部終えてから検討してはどうかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これら今までお話しさせていただきましたこと、申し上げた点につきましては、これで確認させていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎工村一三委員長

間違いございませんでしょうか。そういうことで、この内容については確認ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、具体的検討項目についてでございます。「会派のあり方」「議決事件の拡大」「議会の通年制」「政務活動費の見直し」「事務局体制の強化・充実」につきましては、条例の骨子案に係るものでございます。今後、骨子案について検討を進める中で、それぞれの項目の中で、本特別委員会として決定、確認される内容もあるかと思ひます。

しかしながら、平成28年9月までに骨子案をまとめるという目標を考えますと、骨子案について御検討いただく際には、条例に記載する内容を中心に議論をお願ひすることにな

るというふうに考えております。あまり深く入らずに、骨子案に記載する内容という形で御議論をお願いしたいと思います。

それから、条例に記載する内容ではないんですけど、さらに具体的に議論をする必要があるという部分につきましては、骨子案についての検討を終えた後に、改めて具体的検討項目として検討をお願いしたいというふうに思いますので、この辺については前回確認をしていただいたと思いますが、よろしいでしょうか、そういう形で進めさせていただいて。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

それから、次に議員倫理条例についてですが、議員倫理条例の制定を優先してはどうかという意見も前回ありました。その点につきましては、ある程度、議会基本条例のめどがついてから、また、議員倫理条例を優先することについて、皆様がそれでもいいじゃないかということで同意されましたら、そちらのほうにシフトしていくということも考えられると思います。いつでも、議員倫理条例について議論に入る窓口はあけておくということで、委員の皆さんの御了解を得たいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

議員倫理条例の骨子案について、検討時期につきましてはどうするかというふうな、まずは議会基本条例の骨子案をつくってから検討を進めるということにするのか、その辺のことについて御確認をいただきたいと思いますが、御意見のある方、挙手にてお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

議員倫理条例の取り扱いについてですね。

両方とも、とにかく来年の9月までに骨子案をまとめるということですので、その辺、日程的にもタイトになるけど、もちろん両方ともやっていかないかと、やるということですので、その辺をどういうふうに進めるか、あるいは倫理条例をどういうふうに絡ませて話を進めていくかということについて御意見がありましたら。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

どちらも大事なことだとは思っていますけども、やはり両方を並行してやっていくというのはなかなか難しいと思いますし、今まで議会改革ということで、これまでいろんなことを進めてきましたけども、では議員倫理の話をごどこまで進めてきたかというところ、余り議題にも上がってなかったようにも思いますし、骨子自体も、もう一度、その勉強する時間もあるのではないかなと思いますので、優先してはという意見もございましたけども、基本条例のほうを先に、まずスピードを持ってつくった中で、次に議員倫理条例のほうに入っていきような順番でやったほうが好ましいのではないかなというふうに思います。

◎工村一三委員長

ほかに。

副委員長。

○野崎隆太副委員長

私は、前回も言わせていただきましたとおり、この倫理条例の性格、この条例の性格的なものを見ますと、遅くとも1年後の、1年経った先の3月、1年半後ぐらいか、には制定をして、我々がこの倫理条例の審査を一度受けた後に、本来、改選を迎えるのが正しい姿だと思っております。でないという意味がない。

これは実際、そういう話も一部では既にされとる話ですけども、もし、この議会改革が遅いのであれば、もう議員提案で出してしまえばよいじゃないかというような声も実際にお話もごさいます。

議会改革がもし音頭をとってこの議員倫理条例を進めていきたいという意思があるんなら、私は少なくとも議会基本条例の制定よりも早く、来年の、1年半後の3月までには制定をするべきではないかなと、条例提案ですね、本会議にかけるような形をとるべきじゃないかなと思っております。でなければ、一部のその思いのある方から、議員倫理条例を

3月までに制定をして我々は審査を受けるべきだというような思いのある方から条例提案を先にされたとしても、議会改革としてはもう何も言えることは、それが正しい姿だと私は思ってますんで、何もないかなと思っております。

◎工村一三委員長

ほかに。

吉井委員。

○吉井詩子委員

今、吉岡委員のおっしゃったことと、野崎副委員長のおっしゃったこと、どちらも賛成できる部分があるのでちょっと困りますが。

確かに、この倫理条例は本当に大事やなと思います。できるだけ早くすべきやなと思います。

しかしですね、いきなりここへ、今までの流れで、いきなり、じゃあ次から倫理条例の骨子案からいこうかって、いきなり変わるのはちょっとどうかなと思います。

でもまあ、とにかく言えることは、今のままのこの月1回もってというのでは、どちらも中途半端になるのではないのかなと思いますので、やはり倫理条例を早くしなければならぬという意識を持ちながらやっていくということが大事ではないかなと思います。

◎工村一三委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

まず、今これまでずっと基本条例についてやってきているということもありまして、倫理条例に関して、議員全体の中でまだ十分には、さあ進めていこうというふうな機運にはなっていないんじゃないかと。だけど、これはやはり、そういうものをつくっていかないと

いけないと思うので、だから、そういう形で各派の中で、あるいは、何らかの場所でそういうふうな、こういうのをつくっていく必要があるんじゃないのかということと、それから、その中身ですね、中身についても、まだまだ十分というか、これまで議論がないわけだから、どのようにしていくのかについても煮詰めていく必要があるから、だから、そこから辺はまだ、今すぐにここで、こういうテーマを取り上げるというよりも、急ぐ必要があるんだということだけれども、議員全体の中でそういう機運を高めていくということが必要なんではないかと。

とりあえず、だから、まずはこの、今、吉井委員が言われたけれども、時間的に非常に厳しいので、まずはこれ、基本条例を早く進めてやっていくべきなのかなと思います。

もちろん、先ほど委員長言われたように、いつでも倫理条例の議論については入れるように窓口をあけておくというように言われましたけれど、それはそれでそういうことだと思うんですけどね。

◎工村一三委員長

上田委員。

○上田修一委員

私も、この議会改革、長期に入らせていただいて、前の委員長のときには、もう少しでと思ってたんですけども、それも基本条例が、まだ最終は詰めてないということで、その中に倫理条例をやっていくという形になるのは本当に非常にハードなことだなと思うんですけど、先ほど、吉井委員も、両方ともがいい、両方ともいかないかと。野崎副委員長の、来年までは、議員としてそういう倫理をきちっとやって改選やという話も、確かに両方、両論があるんですけど、私はやっぱり両方とも、ハードはきついかでもしっかりと、この任期中までは両方ともが成立する、また、早く進むことであれば改選までという話で、やっぱり本格的なものをつくっていくとなると、やっぱり時間的な問題があり、並行して同時に同じ項目をやってるんじゃなくて、基本条例の時間と倫理条例の時間を分けてでも、

きちっと形的にはどんどんと前に、一つでも二つでも皆さんへ示されるようなものを、枠組みをとりながらしていかなといかんかな。両方ともがっていくと、これ終わってからの話ではやっぱり性格上も違うし、中身的に優先するものがどっちやというふうになると困りますけども、やっていくことが大事かなと思ってます。

◎工村一三委員長

非常に、皆さん気持ち的には皆同じ考えやというふうに思います。改選も含めて来年の11月までには、もう両方の骨子案を完全にまとめて、1年前までには提出できるようにという願いもありますので、早急にやらないかんというふうに考えております。

ただ日程的に非常にタイトになってますので、できたら、この議会改革特別委員会の正式な委員会ではなしに、ちょっと勉強会みたいな形である程度進めていかな間に合わへんのではないかというふうな気もしております。

私自身は、ちょっと自分の意見で申しわけないんですけど、一応、「会派」と、それから、二、三ちょっとこうやってみておいて、議会基本条例の、その進捗状況を見ながら倫理条例をどうしていくかということを考えたらどうかなというふうに思いますので、とりあえずこの、まだ、議会基本条例についても全然入っていないような格好ですので、二、三ちょっと進めてみておいて、その状況を見ながら対応していきたいというふうに、今、先ほども議員倫理条例につきましては、まだその全然出発段階にもなっていないような意見もございましたし、というところもございますので、ちょっとそれも皆さん勉強しながら、議員倫理条例のほうも個人で勉強してもらいながら、議会基本条例のほうを少し進めておいて、その様子を見ておいて、今後、議員倫理条例をどういうふうに、一緒にやっていくんかとかということで、少し時間を持ってみていただいたらいかがかなというふうに私自身は思っております。

はっきり言うと、議員倫理条例を先にやりたいという気もあります。実際のことを言うて、先にやられているところもありますし、それから議会基本条例をつくったところもあります。ただ、先ほど副委員長が言われたように、この議会改革特別委員会からではなし

に、ほかの議員さんが発議で出されるということになってきますと、もちろん議会改革特別委員会で今まで練られてきた骨子案をそのまま持っていかれるということは決してできませんので、個々に考えていただくということになってくると、非常に議員の提案でやられるというのも難しい内容もあるというふうにも思いますので、できるだけそれはこの議会改革特別委員会で仕上げていくというのを基本に置きながら、いかに早くできるかということこれから皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。

ただ、今当面、二、三進めていかないかん内容のものを少しやってみておいて、それから倫理条例をどうするかと、あるいは、また分科会的な形か、あるいは勉強会的な形で、間に合わへんようやったら自分らだけで勉強していくと、それで、ここへ、正式な議会改革特別委員会のところで発表してもらいながら進めていくというふうなやり方もあると思えますので、皆さん時間をとらせると思えますけど、いろんな形がこれからぶつかってくると思えますので、とりあえず「会派」の問題と、それから、その次の「法第96条第2項の議決事件」等がある程度固めてから、ちょっと一回再検討したらどうかというふうに思えますんですけど、今、議員倫理条例をここで急に次からやりますということになると非常に混乱を起こすというふうに思えますので、それを議員倫理条例を早くするんだという頭の中で、まず、議会基本条例のその二、三点は先に片づけていきながら、そんなんやったら議員倫理条例をどうするかというふうに、やってみてからちょっと入っていききたいというふうに思えますので、その辺はちょっと私の意見です。言わせていただきたいと思います。それについて、何かございましたら。

上田委員。

○上田修一委員

委員長の進め方の感じはわかるんですけど、それをずっと過去もそういう形で、終われば、終わればという話でやってまいりました。結果は、ここまで行ったらやる、ここまで行ったらやるということで、どこでとめるかというのが非常に難しかったというのが過去の現実やと思えます。ですから、やっぱり基本条例は基本条例で進めていって、別枠で、

平成27年8月5日には骨子も出てるんやし、その辺のところスタートを、年明けからでもいいですから、スタートをするんだっていう意思表示をしないと、並行してやっていって、これが終わればっていう話は難しいかなと思ってるんで、やっぱり、次のアクション、このところから、こちらのほうも走るといふ走り方のスタートを探っておかないと、過去のずっと何年間かかけてきたやつが、形がないんやっていうてずっと言われているというのが現実の議会改革なんで、やっぱり少なくとも形を早く出したいというのであれば早く出すようなシステムをつくっていくことが必要かなと思うんです。

それで、委員長が二つを並行でするのが難しかったら、例えば最初に議員倫理のほうだけは副委員長がその勉強会の主になるとか、何かこう違う形をとりながら進めていかないと、恐らく途中まで、委員長言われとるように「会派」が終わってから、これが終わってからのところには、ちょっと時間的に非常にこう、いつがスタートなんかわかっていかないと思うんで、その辺のところちょっと考えがあれば。

◎工村一三委員長

どうでしょうか。

吉井委員。

○吉井詩子委員

私も、上田委員がおっしゃたように、本当に今まで何ができてきたんやということはみんなの思いやと思うんです。ですので、本当に今、覚悟を決めてやるべきではないのかなと思いますので。

議員倫理条例のほうも骨子案はできてます。ですので、議員倫理条例だけ勉強会というような、ちょっとわかりにくい形でやっていくというのも、それも一つの手かもわかりませんが、本当にきょうで、例えばきょうであったら午前中は基本条例、昼から倫理条例という形ででもやっていくということでやっていかないと、ほかの人も納得いかないんじゃないのかなっていうふうには考えます。

◎工村一三委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

特に今まで、私1年目は中村議員、そして2年目は私で途中交代しながら来たんですけども、結局、何かをいつまでにせないかんというのがあまりなかったと思うんですね。そんな中で、前回も28年9月までには条例の骨子をつくるようにしようということで決めて、これを次また役選でどなたに変わるのかわかりませんが、また特別委員会でこのままずっと引き継いでいくということをやるのであれば、もう必ず9月までには全員でやるんだということのベクトルをそろえていただくことが大事で、議員倫理条例も同じようにつくるわけですから、そこまでの逆算をしながら、何をせなここまでは絶対たどり着かんということをもう一度進み方の再確認をしながら進めるべきやと思うんですけど、今、意見がいろいろ出ているように、どっちかを先にしていくような形、それか昼から2回に分けてということもありますけど、やはりこの6人以外の、あと22人の議員も同じようにその考えてもらわないといけない部分なので、本当に、前も言いましたけど、総動員かけてでもせないかんのやったら総動員かけて、ほかの分科会じゃないですけど、そういうのであつたりとか、そういうのをしながら、どうやったら早く進められるのかということを考えていかないかんと思うんですね。

先ほど、議員倫理条例が先にできたところもあるというのは、いろいろ問題があつたりとか、だれかがなんか事件起こしたとか、そういうのがあつたりとかして早く進んだというところ辺もよそはあろうかと思しますので、特にやっぱりそれも大事なことなんですけど、いろんな、変に口ききをしたりとか、変に業者と関係を持ってどうのこうのとか、まあそんなことも、いかんことはもう確かなことなんですけども、やはり進め方としては、もう本当に9月を目標として、絶対これはもう先延ばしすることはないんだということをして、そこまでに本当にどういう形で進めれば一番進んでいくのかということも、月2回

やっていくとかそういうことも含めて、もう一度進め方自体を考えてもらう必要があるんじゃないかなというふうに思います。

やっぱり、みんながベクトルを合わせてやっていくというのが大事だと思いますので、委員だけが進めていく話ではないので、議会全員の意思というものを確認しながら進めてもらうようなプロセスをしっかりと組んでいただきたいというふうに思います。

◎工村一三委員長

副委員長。

○野崎隆太副委員長

一、二点少し言わせていただきますと、まず一つ目が、先ほど来、僕が議員倫理条例の話を見せていただいているのは、前回のときにも言わせていただいたんですけど、議論の順番がどうかというのはどっちでもいいんです。正直言うと後でも先でもいいんです。ただ、前回出させていただいたスケジュールの中で、両方とも制定時期が9月となっているので、議員倫理条例の制定時期だけ、本来は議会への条例提案は3月にするべきではないかというような意見ですので、それに関しては別に議論の後先は僕はどちらでもいいと思っております。並行であろうが、どっちが先であろうが、仮に9月に議会基本条例の提案をして、そこから始めて3月までに条例が完成できるのであれば、そこは僕は問題ないかなと思っております。

あともう1点、先ほどから分科会のような話が少し出ておったりとか、議会全体の意思統一がどうという話が出ておりましたけども、ひとつ忘れてはいかんのは、確かに今は二会派出てきてないというのはあるにせよ、我々はもともと会派代表として出てきておるはずでございます。そういった意味から、分科会とか、それぞれの個々で会議体をもってそれをここに集合させようとか、もしくは議会全体の中の意思統一をさせようという話は、本来ここに出てきておる委員のそれぞれの仕事なんであって、少しそこは僕は違うんじゃないかなと思います。

本来の会派代表という性格を考えれば、帰ってから自分とこの会派に、こうであったと報告をして、会派の意見が仮にここの会議体と違うときは、それはそれで意思統一にはならんかもしれんけども、議会として意思統一をさせるのは本来は我々の役目かなっていうのだけは少し、ここに出てきておる以上は認識をするべきかなということだけちょっと申し上げておきます。

◎工村一三委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

まずは、追加検討項目について仕上げてからというようなことの話がさっきされてしまったけれど、別にこれ、そんなに長い時間かかるような内容でもないので、まず、ここ一、二回のことだと思うんですね。その先どうするかについては、それぞれの会派を通じて、こういうふうな話を進めていくよということで、28人の中に機運を高めていくというようなことで、この会議の二、三回先からはもうそういうような形で進めていくような方向にもっていけばいいんじゃないかなと思います。

確かに今言われたように、反対するとかどうのこうのとかは問題ではなくて、これはやっぱりやらなくてはいけないんだと。それで、そういう28人の機運を高めていく、意思をしっかりと確認していくみたいなね、そういう方向へ、それぞれのこの委員の仕事もありますしね、それは今、野崎副委員長が言われたとおりなんですけどね。

そういうふうに進めながら、確かに、いつまでとはっきりさせて、もう一度そのスケジュールの確認は必要だと思います。

◎工村一三委員長

皆さんの意見を聞いとるとなかなかまとめるににくいような感じなんですけど、進め方をどういうふうにするかというのを本当はここで決めていただきたいというのが本心なんです

わ。一応、正副委員長で進めると、また今後決めよということになってくると、また皆さんの意見をどういうふうに反映していくかということになると思いますので、はっきり言って、どうしたらいいのかなというふうな気持ちでおります。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

両方進めていくのであれば、今までの回数、時間、足りませんか。足らんとするんですよ。そういう意味でも、これだけで、今もう30分たって、「会派」の話に入っていけるんかいなと思いますけど、そういう意味で、本当にその日に、何をここまで決めていくんだということを確認しながらやっていくような時間配分じゃないと、それはもうできませんし、午前中2時間で終わるんだということであれば全然進んでいかないと思いますので、そこら辺も改めてもう一度確認していただいて、僕は何回も、その分科会なんていう話をしますけども、そもそも個人的には全員でこれはやることだというふうに思ってますもんですから、みんながやったらいいじゃないかと、野崎副委員長からは会派代表なんだということも言われますけどね、全員がかかっていくというか全員が時間をかけてでもやっていくようなことじゃないと、この6人だけで議論をしていくととても時間が足りないというふうな内容だと僕は思いますので、本当にそのままとめていくプロセスは特別委員会に出席しておるメンバーがしっかりとまとめてもらった方がいいんですけども、こういう細かい議論を少しずつやっていくのであれば、とても1カ月に2時間のペースでは、いろんな委員からも声が出てますけども、まとまる話ではないと思いますので、やはり一つ一つ、きょうはここ、もうこれ終わらすというふうな形の進め方をしていけないといけないんじゃないかなというふうに思いますので、どちらを先というふうな形にしていけないと、いつまでたっても終わらないんじゃないかなというふうに思います。

◎工村一三委員長

たくさんの意見をいただきました。一つは、この会議の時間を2時間で収めるのではな

しに、目標決めてきょうはここまでだというふうなことであれば、夜を徹してでもやるというぐらいの気持ちでいくという意見が一つ出ました。

それから、どちらを先にするかということにつきましては、きょう、すぐに倫理条例に入るということではできませんので、次回ちょっと考えやないかなというふうに思います。その辺はまた皆さんと御相談させていただきたいというふうに思います。

それから、先ほどの分科会という意味は、私はこのメンバーで、正式な会議じゃない形である程度検討しながらある程度結論を出して、この正式な委員会のときに、その話をこうやっていこうということを決めるだけであって、事務局を引っ張ってまで正式な会議にせず、みんなで勉強会みたいな形で一つずつつくり上げていったらどうかという考えがありましたので、それをちょっと言わせてもらいました。

上田委員。

○上田修一委員

過去もそうなんですけど、やっぱり、ここで、この時期に、これだという具体的なものを意思統一をして、例えば皆さんの今の声の中では、並行してでもやろやないかという声があるわけなんで、ただ具体的に、先ほど委員長言うたように、きょうからじゃなくて、いついつかのこれからスタートをして、具体的内容の詰め方については並行するよという話を確認していただいて、並行するのであれば正副委員長で進め方の、例えばもっとボリュームを大きくする形にするのがいいのか、それとも、全体に、先ほどの話の中では、皆さんに一遍これを聞いてもらおうということをこちらで最初からスタートして、全員が倫理条例はこういうことの骨子はできとるんでというような勉強会をしてスタートするか、何かのアクションを、何月何日のいつの時点からというような期日を決めないと、正副委員長にお任せしましたという話で進んでくれればいいけども、おそらく決めづらいと思うんで、やっぱり年明けなら年明けから2遍やりますとか、具体的に2遍やるのか午前午後とやるのか、その辺は正副委員長で決めていただいたらいいんですけど、やっぱりこの時点で並行してやっていくと決めれば並行したものを形をつくってもらいたい。そうじゃ

なかったら、いつ寄るんや、何するんやという話で、こういう意思統一ができないと思います。そういうことでちょっと進めていただきたいと思います。

◎工村一三委員長

それでは、一つずつみなさんに確認をしたいと思います。

基本的に議会基本条例を先にして、それが終わってから倫理条例に行くのか、あるいは、できたら、先ほど上田委員が言われたように、午前中は議会基本条例をやって、午後は議員倫理条例をやるというふうに二本立てでいくのか、例えばの時間配分ですけど、その辺について、ここで確認をしていきたいと思いますので、どちらがよろしいでしょうか。

吉井委員。

○吉井詩子委員

まず、大前提として、並行してやっていくのかということがあると思うんです。もし並行してやっていくと決めて、その後には月2回やるのか、もう1日のうちに午前、午後でやるのかとか、それから分科会でやるのかとか、正式にやるのかという選択肢が生まれると思うので、まず大前提として、並行してやっていくのかどうかということの意思統一をしたほうがいいのかと思います。

◎工村一三委員長

そういうことで、まず、今、吉井委員が言われましたように、並行してやっていくという意見の方は挙手願いたいと思いますけど、どうでしょうか。

〔賛成者挙手〕

◎工村一三委員長

よろしいですね。

そうしたら、3対2ということで、並行していくということで御確認をお願いしたいと思います。

それから、やり方としては、また、次までに考えてきていただければいいと思いますけど、できましたら、並行してやっていくのなら、ごちゃごちゃにならんように、午後と午前というふうに分けさせていただきたいというふうに思いますので、その辺につきましては、ちょっと副委員長と話めたいと思います。

副委員長。

○野崎隆太副委員長

先ほど来、私申し上げてはいますが、大事なことは、並行にやるとかどうとか、そんな話じゃなくて、あと会議の手法とか方法ではなくて、私が前回申し上げて、ここに議題としてのせていただいているのは、すべては条例制定を3月に、そこだけ、議員倫理条例は3月で、議会基本条例は9月の会期末でも、我々の改選の前でも、直前でも構わないけれども、議員倫理条例に関しては3月に条例制定をすべきじゃないかというような提案をここでただけであって、中の手法とか並行がどうか、そんな話は正直言うとどうでもいい話だと思うんです。

ここで記載していただいとるスケジュールの確認というのも、本来は検討を、前回出したスケジュールの中にどうやって記載をするかという問題であって、午前にするかとか午後にするかとか、そんな手法の話は正直言うとどうでもよくて、それは別に夜中でもいいわけですし、朝やってもいいわけですし、そういう手法ではなくて、大きなスケジュールの枠の中で、議員倫理条例だけは遅くとも1年半後の3月に制定をするようなスケジュールで確認をできればいただきたいと、そうでなければ、先ほども申し上げましたように、一部の有志の方から議員提案という形で3月までに議員倫理条例が出されたとしても、我々としては文句を言う資格が何もないのかなというようなことだけお伝えをいたしましたんで、手法の話は実のところ言って割と議論をするような話ではないかなと思っております。

そういったことで、先ほども挙手はいたしませんでしたけども、並行であろうが別に、後であろうが先であろうがどちらでも構わないと、ただスケジュールの中で議員倫理条例だけは3月に制定という形で変更をするべきではないかなというような意見ですので、そこだけはもう一度言わせていただきました。

◎工村一三委員長

上田委員。

○上田修一委員

どうでもいいんやというそういう言葉じゃなくて、ともかく副委員長、委員長がみえる中でこの骨子が出てきとるわけやで、こういう骨子で、例えば副委員長がそういう提案をするのであれば、3月にこれを入れるんやったら、このスケジュールでこういうふうにしなないと、倫理条例は出される前につくりたいんで、この辺をしてくださいよという話が提案されないと、私ら今、進まないから、進んでいかないから、両方を同時並行をしていかないともう間に合わんよと、9月までも間に合わんよ、3月も言うとする、とてもやないけど間に合わんよという話をされて、並行して、終わってからでなくて並行して、ともかく足がかりをつくらんと、一つも入ってない。倫理条例が入ってないということを強調しとるわけなんで、これが、そういう、並行とかそんな話はどうでもいいんじゃなくて、そういうスケジュール的に具体論を出してもらわないと、こういうものは倫理条例を進めるときに、こういうときに倫理条例を進めないと、先ほど言われたように、議員からそういうものを提案されたときにということを使うのであれば、これに載せてもらわないと私らわからんわけです。その辺のところを言うとするわけで、並行がどうでもいいんやとか、その3月にどうのこうのという話は、出された以上は、こういうふうなスケジュール案を組まないと出されるよという話も出してもらわないと、じゃあ並行せんでもいいんやなという話で終わるし、並行せないかんのやとなるわけでしょう。その辺のところを言うとするわけで。意味わかりますか。私は、そういう言い方をしたので、並行というのは。

◎工村一三委員長

副委員長が言われるように、できたら29年の3月に完成するという目標を持つということはいいというふうに私は思います。ですから、それに合わせて、今の議会基本条例とどういうふうに進めていくかという件について、今ちょっとお話もしておりましたので、基本的に29年3月までに、これは完成ということですので、とりあえず私どもは骨子案を議長のほうに出さないかんということがありますので、議会基本条例並びに議員倫理条例の骨子案をいつまでに出すかというのが私たちの役目ですので、まずそれに向かって、この来年の9月、遅くとも9月まで、どちらが先にできるかわかりませんが、来年の9月までに必ずこれを完成させるんだという意思をみんなで固めていただいてやっていきたいというふうに思いますので、それでよろしいでしょうか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

ひとつ思いますのは、例えばどこかの、先ほど副委員長が言われたように、条例を提案するというのは当然、議会の権利としてあるわけですが、やはりこの特別委員会の6人が基本的には来年、28年9月までに骨子案を完成させるんだということで進めているわけですから、その流れを逸脱して、ここへ参加していない会派かどうか知りませんが、それはちょっとあまりにも不自然というか、議会全体の流れではないというふうに思いますので、それは控えてもらうというか、それは会派の自由ですが、それはちょっと全体の皆さんの意思統一の中とは話が違うんじゃないかなというふうに思いますし、そういうことがあるから、僕らは先に3月までにしなければならぬんだというのは、ちょっとその方向的にもいささか疑問を感じるころもありますので、この6人、会派から代表されてきておるわけですから、それがどのような形で進めていくんだということを決めるということは、議会全体の意思というふうにも本来あるべき姿だと思いますので、それに惑わされることなく、やはり僕らは自分たちがつくったスケジュールを全うできるように進

めていくのが本来ではないかなというふうに思います。

◎工村一三委員長

ありがとうございます。みなさん、それでよろしいでしょうか。

吉井委員。

○吉井詩子委員

先ほど採決をとってもらったのは、すごく非常に唐突であったと思います。

手を挙げさせてもらったのは、やるのかやらないのかということで手を挙げさせてもらったのが、たぶん共通した気持ちでないかなと思いますので、本当にやるんだという気持ちをここで意思統一したいなとは思っています。

その手法がどうのこうのということは本当にその後のことでもありますので、やっていくということで、その後のことは考えるべきではないでしょうか。

◎工村一三委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

吉岡委員が言われたように、やはりこの特別委員会でことを進めていくということなんで、ここで決めたスケジュールでやっていくべきなんだと思います。いつまでにやるということは、はっきりとさせないといけませんし。

それから、手法のことなんでけれども、例えばこの会議のこの時間帯は基本条例、この時間帯は倫理条例というような形で、それぞれの時間をきちんと分けて、そこでしっかりと議論を進めていくということが必要だと思います。

◎工村一三委員長

それでは、目標、何回も言わせていただいていますように、28年9月に骨子案を議長に報告するという形で進めていくということは、もう前回確認もしておりますので、この方向でいきたいというふうに思います。

やり方につきましては、また次の機会に、進め方、できるだけ分けるような形でしたいというふうに、また提案させていただきますので、よろしく申し上げます。

それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

本当に、急いでやらなければいけないという皆さんの焦る気持ち、私の焦る気持ちもありますので、できるだけ目標をもって、きょうは何をするんだということで進めていきたいというふうに思います。それでは、それでよろしく申し上げます。

それでは、次に、追加検討項目、A及びCについて、まず「一般質問と議案質疑の発言調整について」は、現状は、議案質疑は議題ごとにまとめており、一般質問についても議会運営委員会で発言順を調整できることになっておりますので、大きな問題が発生した時点で再検討するという確認をしていただきました。

それから、次の②の「会議への携帯・スマホ・タブレット等の持ち込みについて」は、持ち込みは必要ないという意見と、一定のルールもとに持ち込みを可能とする御意見がありました。また、欠席の委員さんもございましたので、引き続き検討することといたしました。この件につきましては、本日この後、御協議を願いたいと思います。

それから、4の「平成27年9月定例会の振り返り」では、決算特別委員会における質問のあり方や定例会の日程の見直しについて発言がございました。

質問のあり方につきましては、予算審査の際に指摘した内容が決算でどうであったかという視点で審査ができたかという御意見、また、平成26年度の決算審査にとどめるようにという注意がありましたが、それを守る必要があるという意見が出されました。

それから、数字の確認だけの質問はやめるようにということでしたが、数字の確認を次の質問につなげていく場合もあり、質問の組み立ての問題として許される範囲もあると考えるという意見、それから、当局とのすり合わせをやり過ぎて、最後までお互いがメモを読んでいるようなところもあったので修正すべきという御意見もありました。

これらの御意見があったことにつきましては、各会派へ持って帰ってお話をさせていただくようお願いをさせていただきました。

それから、定例会の日程の見直しにつきましては、伊勢市議会の場合、6月定例会と9月定例会は他の市議会よりも遅い時期まで開会しており、研修や党の大会の日程と重なることがあるので見直してはどうかという御意見もございました。これにつきましては、今後の検討課題といたしたいと思えます。

それから、請願について、委員会以外で質問をする場所がないという御意見もございました。この件につきましては、追加検討項目にも挙げられておりますので、そこで検討することといたします。この件に関しましても、本日、時間的にあれば御協議をいただく予定としております。

これまでが前回の振り返りということでございます。前回の振り返りに関しまして、以上のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

よろしいということで確認をさせていただきます。

それでは、遅くなりましたけど、本日の議事に入らせていただきます。

【1 議会報告会について】

◎工村一三委員長

まず、事項書1の「議会報告会について」御協議を願いたいと思えます。

先日開催していただきました第5回の議会報告会につきまして、各班からの実施報告書、アンケート結果を配付させていただいております。2班につきまして実施報告書がまだ未確認というところもございますので配付しておりません。早急に確認のうえ提出してください。それから、4班のほうはまだ未提出となっておりますので、これも、ここに配付しておりませんので、早急にまとめてお願いをしておきたいと思っております。

それから、アンケート結果につきましては、2班の古市の11月11日のところが空欄になっております。これも確認がまだされておきませんので、その辺、班長さん確認のうえ事務局へ御報告をお願いしたいと思っております。日程的に、みんな遅くなっておりますので、必ず期限には提出してもらいますようお願いいたします。

それでは、今回の議会報告会の結果について、簡単に各班から御報告をお願いしたいと思います。その後、課題につきましては皆さんと御協議をいただきたいと思っておりますので、1班からお願いいたします。

○楠木宏彦委員

1班では、決算特別委員会での質疑応答を中心に報告をしました。7人のメンバーで、どういうテーマについて、あるいはどの質問について報告すべきかというふうなことを出し合って、それをもとに報告の内容を作成しました。その内容については、質疑応答の形になってしまったものですから、話として非常にわかりやすい内容にはなったんだと思いますけれども、そういった議会の中での質疑応答に対して、「議員の質問がまだ足りないんじゃないか」とか、あるいは、「そんな当局の答弁で議員は納得したのか」みたいな非常に厳しい意見もちょうだいしまして、非常にそれは、それぞれの議員にとって刺激的な議論になったんじゃないかなと思います。

それからあと、病院に関して、それから学校統廃合、それから避難施設ですね、大体この三つが大きなテーマになって質問されたりですね、そういうことが多いんだと思うんだけれども、それぞれの地域ごとに、例えば避難施設にしても学校の統廃合にしても個別の問題がありますので、あらかじめ私たちの中でね、その準備はしておかないといけない、

その状況がどうなっているのかというのを危機管理課なり、あるいは教育委員会なりに確認をしておかないといけないわけですが、そのあたりについて班としてそういう対策が十分だったのかなという点も必ずしもそうではなくて、個人任せといいますかね、私調べておかないかなと思った方が調べていただいてということで進めていくことがありますものですから、やはり、そういった課題は共通にあらかじめ調べておく、あるいは、これを聞かれたときにはどう答えればいいのか、みたいなことをですね、恐らく質問される内容についてはわかると思いますので、班としてのそういう準備は必要だったのかなと思いました。

◎工村一三委員長

では2班、お願いします。

副委員長。

○野崎隆太副委員長

まずは資料の提出が少し、ファイルは送ったんですけども空だったということで、申しわけなかったです。まず、資料1-2のほうだけ少し御説明させていただきますと、報告会の評価、古市参宮街道資料館、たぶん皆さんの網掛けになっておるところかな、ここ評価する3、評価しない1、どちらとも1と、この3、1、1という数字を入れていただければと思います。

残りのものに関してもできておりますので、後で休憩をいただければ、その後配付させていただきますので、その後、御確認をいただければと思います。

報告でございますけども、我々は3会場をやらせていただきまして、ある程度それぞれ思った対象の人は来てくれたところの部分はあったんですけども、例えば伊勢市の観光協会であれば観光協会の会員の方とか、それから古市の参宮資料館では五十鈴中学校区の中でもこちらよりの方とか、皇學館大学では同じく大学生ですね、来てくれたところはあったんですけども、少しもうちょっと、どういう形で動員をかければより多くの人が集められ

るのかなというのには、ちょっと課題も感じる部分もございました。

特に、観光協会で感じたのは、もう少し若い人も来てくれて闊達な意見が聞きたかったなというのがちょっと思ったところで、古市に関しては、あえて、小さな地区と言うとあれですけども、もともとそういう想定で入りましたので、特に人数に関しては不満はないんですけども、ここももう少し、それでも幅のある意見を聞けるようにしたほうがよかったかなというのは本音でございます。

最後の皇學館大学に関しては、これはもう学祭とかでチラシを配ったり、それぞれしてみたんですけども、やっぱりまだ、いまひとつ反応が薄かったところもあったんで、これ原因も正直言うとわかってはおるんですけども、その辺はもう少し大学側の都合にも合わせて、この議会のスケジュールそのものが例えば2週間あれば、もっと学生を寄せられるスケジュールの時間設定も実はできたんですけども、2週間、3週間か、そのあたりがちょっと課題であったかなというふうには感じております。

皇學館大学の話ばかりするのもあれなんですけども、一応大学側のほうからは、そのうち、皇學館大学に倉陵祭という学祭があるんですけども、いっそ倉陵祭でやってくれたらどうだというような声も正直言うといただいたところもあって、実際それが可能かどうかというのは別の話なんですけども、大学側としては地域とかかわるような活動をしていきたいというような形で聞いておって、今回も、そういう意味で学長名でちゃんと了承いただいておりますのでやらせていただきましたので、これからもぜひ積極的にお願いをしていきたい、我々も協力できることはさせていただくので、今回はその部分で我々も少し協力が足りなかったとおっておるといような方も少し、その場所にいた方からいただいた言葉もあったんで、できればこれから、これは個人的な思いかもしれませんが、続けて何かしらの形で学生との意見交流も続けていただきたいなと思っております。

ほかは特に大きな問題はありませんでしたけども、資料の中で病院のことはやっぱりよく聞かれました。全会場で病院の質問が出ました。あとは、どこまで載せるかというときに、意見交換というのに我々はどちらかというとき重きを置きましたので、資料をなるべく薄くということをやったんですけども、その結果、意見交換は非常に闊達にいろんな意見

をいただいたんですけど、やっぱり資料が、もう少しこの部分を聞きたかったとか、こういうものを載せてほしかったという形でいただいた意見もございましたので、その辺のバランスがちょっとやっぱり難しいのかなと。テーマをちょっと絞ったりとか、報告事項そのものを絞って資料を厚くするというような形の手法をもう少し取り入れてもいいのかなというふうな形で感想としては思いました。

◎工村一三委員長

ありがとうございます。

ちょっと今までと変わったようなパターンで2班はやっていただきましたので、これからもまた、いろいろな形で考えていってほしいというふうに思います。

それから、3班につきまして、ひとつお願いします。

○吉井詩子委員

私たちの班は、3日間ともコンスタントにそれなりに人は来てくださったなと思います。本当に、班員の方に御努力をいただきました。また、自治区の会長さんであるとか、そういう方に御挨拶に行ったりとか、やはりそういうことは非常に大事であるなということを実感いたしました。

円座町においては、女性の割合が高かったのも、大変これはよかったなというふうに思います。やはり、全体を通して、アンケートを集計しながらも、本当に50代、60代、70代の男性がほとんどであるので、今後やはり、女性であるとか幅広い年代の方に来ていただくということが課題であるということは感じました。

私たち特にうれしかったのは、円座町なんですけど、ごみの集積場にチラシを張っていただいたということで、ごみは絶対ほりに来るので目につくところに貼りましたよという、そういう地元の方の協力をいただいたということが非常に大きかったなということで、大変うれしく思いました。

また、私たちの班は、役割分担ということで、議長、副議長いらっしゃいますけども、

まことに申しわけないけど関係なく役割を担っていただいて、やっていただきました。

私自身も、IT音痴ですけれども、パワーポイントとか教えてもらいながら、しかられながら資料も作成、何回も間違えて、最後まで間違いまくってましたが、させてもらって、本当に、みんなが苦手なことに挑戦するということは非常に大事であるなというふうに思いまして、本当にこの2年間を通してですけれども、皆さんの協力をいただいて、団結してすることができたというふうに感じております。

◎工村一三委員長

ありがとうございました。

そしたら、初めて手話を入れたということで、4班の御報告をお願いします。

○上田修一委員

4班につきましては、申しわけないですけども遅れております。というのは、こちらの言い逃れなんですけども、御菌の手話の内容を解読するのが非常に難しく、一生懸命で録音をひもといてしてございまして、あとの大湊と二見については、こちらでまとめができていますけど、2日目の御菌だけがちょっと遅れております。早急に出させてもらいますので、よろしくをお願いします。

まず、うちがよそと違うのは、大きなボリュームを持ってしまいました。そこら辺のところで、大きく間違ってしまったということもありますけども、決算それから常任委員会を一つずつ、産建、教民、総務とやりました。それで、その後、質疑応答をされました。先ほど楠木委員の言われたように、うちは、そういうことが出てくるやろうと思って、病院とか学校統合とか防災を先にこちらが提案をさせてもらいました。案の定、出てきました。そういうことで、出てきたんですけど、余りにも時間が長過ぎて、1時間かかってしまった報告会ですので、あとの質問意見の時間がないやないかというて、おしかりを受けた場所が3回ともございまして、非常に困って、ごめんなさいと言いながら皆さん聞いていただいて、特に御菌については、手話の方が相当来ていただいたと同時に、手話の方の御

意見がすごく貴重な御意見がたくさんあって、みんな賛同されまして、そのことを解読しながらするんですけど、やっぱり具体的な中身を提案させていただいたことによって、具体的なことが質問をされ、皆さんの目を見ていただいたということで、一定の成果は出させていただきました。

◎工村一三委員長

2年間にわたりまして、みなさん班長さんということで御努力いただきまして、また、それ以外にいろいろ御協力をいただきまして、本当に、200人以上の方が各会場に来ていただいたという、うれしい結果もございますので、今後、この出された意見をいかに議会のほうに反映していくかという非常に大きな課題も見えてきたというふうに思います。

次回からは、もしこの12月の定例議会で広報広聴委員会ができて、この報告会をそちらのほうでしていただけるということになれば、ぜひ、この市民の皆様の御意見を議会のほうに反映できる方法をとっていただき、また継続して、この議会報告会を第6回、第7回、第8回と続けていただけるようによろしくお願ひしたいと、こういうふうに思いますので、本当にこの2年間、皆さん御苦勞さんでございました。ありがとうございました。お礼を言わせていただきます。

今、各班から御報告をいただきました。今回の議会報告会の成果や課題、また、これまで開催した議会報告会全体を通しまして、何か成果、課題について御発言がございましたら、特にお願ひしたいと思います。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

それでは一言申し上げたいと思います。私は班長とは違う形だったんですけども、この手話通訳者の導入ということで、今4班の班長から、上田委員から報告がございましたように、本当にやってよかったというふうに改めて実感しております。今後、こういった形の報告会また意見交換会がなされる場合にはこういった配慮も当然必要だと思いますし、

本当に私も傍聴させていただきましたけども、自分たちが気づかないところを質問していただいて、本当に勉強になりましたので、今後もこういう対応は必要だというふうで進めていただきたいと思います。

また、副委員長からは、皇學館大学でということ、どれぐらいの方がみえるのかなというふうなことで期待もしておったんですけども、今回は基本的には中学校区単位ということの中で、地区の方がどれぐらいみえるのかなというふうなことも見せていただいとったんですけども、大学のほうからもぜひ続けてほしいということであればですね、地区別プラスワンのような形とか、例えばもしほかに、商工会議所がやってほしいとか、いろんなどこら辺からも、そういう団体からも、そういう報告会、意見交換会をやってほしいということであれば、ぜひ今後つくっていただく特別委員会の中で議論していただいて、そういうところ辺も積極的に広報広聴を進めていくような流れを今後も進めていただきたいと思いますので、本当に今回、最終的に2年の最後ということになりましたけども、最後を締めくくるいい報告会になったのではないかなというふうに考えております。ありがとうございました。

◎工村一三委員長

ありがとうございました。

ほかに。

上田委員。

○上田修一委員

反省その一で、申しわけございません、先ほど吉岡委員が手話というところで、私どもの場所設定が誤りましたので、申しわけございませんけども、会場に入って始まったらですね、後で来た方が、全くすき間ございませんので帰られた方がるので、本当に場所設定というのが、ああいう形でやると非常に難しいかな、もっと大きな場所で、すき間をあけるような場所が要ったかなと思って反省をしています。

◎工村一三委員長

本当にね、たくさんの人に来ていただきまして、ありがとうございました。班長さん御苦勞さんでございました。

この件に関しましては、今回の報告会の結果につきましても、これまでと一緒のように議会だよりへの掲載をお願いしたいと思います。原稿につきましては、各班で事前に、また準備をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

異議なしということで、よろしく申し上げます。

それでは、後ほど事務局から原稿用紙をお渡しさせていただきますので、よろしく願っていたしたいと思います。

特に発言がなければ、「議会報告会について」はこの程度で終わりたいと思います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時06分

◎工村一三委員長

ちょっと休憩を解いて再開いたします。

傍聴の方、来ていただいておりますので、この報告会について、あるいはまた、その他のことについて、議会改革について御意見がある方、挙手をお願いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

福井議員。

○福井輝夫議員

私も傍聴のほう、御菌のほうへ行かせていただきました。確かにかなり多くの方、部屋に入りきれないくらいでしたので、すごくて。部屋に入れたいくらいたくさんの方がみえていただいて、かなり皆さん一所懸命聞いていただいておったかなと思います。

その中でやはり、先ほど上田委員がおっしゃってみえたように、時間が長かった部分について、私の前に座ってみえた人も3人くらい途中からもう退席されたという方もみえたので、その方々、後々用事もあったんだろうけど、そういう面では時間配分というのは大事かなというふうには思いました。

ただ、手話の、みえた方ね、聴覚障がいの方、熱心に聴いていただいておりましたし、熱心な質問もしていただいていました。私も、聴覚の方をお一人連れて行ったんですけど、よかったよということをおっしゃってみえたので、そういう意味では、今後また1カ所でやるのか、それとも会場をふやすのか、その辺のことも検討していただきながら進めていただければいいと思います。ありがとうございました。

◎工村一三委員長

辻議員、特にございませんか。

辻議員。

○辻 孝記議員

私も4班でさせてもらいまして、今回は初めての試みとして常任委員会の報告をさせていただきました。本来であれば、私から言わせると議会改革特別委員会の中で統一したものを本当はつくっていただけるのが一番いいのかなというふうなことも思っておりましたが、今回はそれぞれの各班の特徴を出す、以前からそういう話で進められておりましたので、それはそれでよかったのかなというふうに思っています。

ただ、いろいろと、市民から見ると、声を聞きますと、資料が、やっぱり今回資料、うちの班もそうですが、病院とかいろんなところの資料をお渡しさせていただきました。それっていうのは、やっぱり市民は見えてない、わからないところが今回わかってよかったという方がみえました。そういったこと、声を聞かせていただけると、やっぱりこういう議会報告会、資料も充実したものにしておかないといけないのかなというふうに感じました。そういったことでは、これからも我々がしっかりと報告できるような形を持っていきたいなというふうに思っています。

◎工村一三委員長

上村議員、もしよかったら。（「特に」と呼ぶ者あり）はい、ありがとうございます。

それでは、この件につきまして、議会報告会につきましては、この程度で終わりたいというふうに思います。

10分間休憩をお願いいたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

◎工村一三委員長

休憩を解いて再開いたします。

次に、事項書の2の「議会基本条例骨子案について」を議題といたします。

本日は骨子案の「5会派」と「11法第96条第2項の議決事件について」を御協議お願いしたいと思います。

初めに、5の「会派」について御協議をお願いします。

資料といたしまして、他の事例もつけてございますので参考にさせていただきたいと思えます。

まず、会派について、どういったことをどの程度までこの骨子に記載していくかについ

て御議論を願いたいと思います。具体的な言葉の表現等については、その後、御意見をいただければと思います。まとまった後、御意見をいただきたいと思います。具体的な言葉ですね。

「会派」の項目において、条例に取り上げる事項として、今の骨子案の程度でよいのか、また、ほかにも骨子案に書くことが必要ということで取り上げるべきことがあるのか、そういった観点から御意見をいただきたいと思います。発言がございましたらお願いいたします。

この「会派」、骨子案、この資料2のところに事務局うまいことまとめていただいておりますので、また見てください。読ませていただきますでしょうか。「5会派、1、議員は同一理念を共有する他の議員と、議会活動を行うための政策集団として会派を結成することができるものとします。2、会派は、政策立案、政策決定、政策提言等において議論を尽くし、その意思を表明することができるものとします。」これが、前委員長から引き継いだ骨子案の内容でございます。

いかがでしょうか。この程度で骨子案としてはよろしいでしょうか。

次のページ、2ページ、3ページによその、会津若松市あるいは伊賀市の基本条例を参考としてつけていただいておりますので、見ていただいたと思いますが、ここで特に、各派代表者会議のことが記載されているところがございますが、ほとんどがこの程度の内容になっています。

はい、吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

この骨子案をつくったときに、この辺いろいろ考えてみておったところもあったんですけども、いろいろな事例を載せていただいておりますけども、流山とほとんど同じ内容となっていることがわかるのではないかなと思います。

結論から言いますと、基本的には僕このままでいいというふうに思っています。何でかという、ほかのところは、その意見調整をせないかんとか、何か議決自体に拘束がちょ

つとかかってくるようなところ辺も言葉として見受けられるようなところもあるんですけども、現在はそれほど、前のやすらぎプールするときじゃないですけども、本当に議論を皆さんしていただいた中で、会派ばらばらなことになったりとかということもありましたけども、やはりその、基本的には理念は一緒ですけども、そういったときには、それぞれの自分個人の考え方も持ちながら議決に対応していくということも必要だと思っておりますし、やはりそこまで縛る必要もないと思いますので、私、この文章で十分シンプルで、この中身としては、これでいいのではないかなというふうに思っております。

◎工村一三委員長

はい、ありがとうございます。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

私も、まず、ここに書かれてること1、2については、この程度まででいいんじゃないかと思えます。

今、吉岡委員言われたように、事細かなことまで拘束するというのは、この条例として拘束するのはどうかなという問題がありますし、やはり基本的には会派の自治の問題だと思うので、例えば党議拘束するとかしないとか、どこまで一致させるとか、させないとかというのはですね。だから、それはもうそれぞれの会派に任せるべきことなんであって、ここに書かれたことでいいんだと思えます。

ただ一つですね、会津若松市の例にありますけれども、5番目にね、「会派の代表者の会議に関し必要な事項は、別に定める。」と、こういったのがあるんですけども、今、この伊勢市議会では会派代表者会議、これで2名以下の会派はオブザーバーとして出席しておるといような形になっているんですけども、だからその代表者会議で発言できるのは3名以上だといようなことになっています。

これ、3名以上というのは多分、定数が36名のときに決められたものだと思うんですけど

れども、今、伊勢は28名になっている、その中で3名という基準はどうかという、1人当たりのこの重みは36分の1から28分の1に大きくなってますものですから、どうかなってというような問題を感じます。

それから、現在九つの会派があって、そのうちの四つが発言権があるということになりますとちょっと問題かなというようなことを思いますので、会派に関しては2人でも発言権を認めるべきなんじゃないかなと思うんですけども、そういったことも含めて、そういったことをどういうように取り決めるのかというようなことも、やはりこれには、何名を会派にするとかそういった問題ではなくてですね、決めなくてはいけないということで、だから、ここに書いてあるこの会津若松市のように「必要な事項は別に定める」と、まずはこういうような形にして入れておく必要があるのかなと思うんですけども。

◎工村一三委員長

これに関しましては、各派代表者会議のうちのほうの規定がありますので、そちらのほうに入っていますので、それをここへ出すかどうかという判断になると思いますんですけどね。ですから、基本条例に入れるかどうかということなんですわ。

ほかに、どうでしょうか、この件に関して。

楠木委員、どうですか、そこに入ってますんですけど、その辺については、それも含めた形でどうでしょうか、考え方として。その項目を条例に入れるべきかどうかという。

○楠木宏彦委員

だから、こういうことは別に定めるということで、それでまあここに定めているわけですから、

だから、条例に入れておけば、これに関してもそういう法的な根拠を持つわけで、そうすると、これについて改めて申し合わせ事項を変えとかということも可能なわけだよね。そういった可能性も含めて、こちらには、この程度のことを書いておく必要があるのかなと思うんです。別に定めるという形でね。

◎工村一三委員長

ほか、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

吉井委員。

○吉井詩子委員

私も内容に関しては、もうこれがシンプルでいいかと思います。他の議会の条例を拝見したときに、会派を結成することができるというふうに「できる」となっているところと、会津若松は「するものとする」となってますので、その辺の、なんていうか、伊勢の場合「できる」としている、その辺は私は賛同できると思います。

あとのも、伊勢市も流山と同じように、政策立案、政策決定、政策提言について表明することができるというふうに、できる規定になっている。あとのところは、努めるものとするとなっていますので、会派っていうものはそういう政策立案、政策集団としての性格を成していくのだというときに、どちらのほうかふさわしいのかということ、また文言を決めるときにも、ちょっと言葉にとらわれるようですけども、そこら辺はちょっとうごうごにせんと考えるべきではないのかなというふうに思います。それが、会派とは何ぞやという根本的なことにもかかわってくると思いますので、「努めるものとする」というのと、「できるものとする」という、「議論を尽くし」という、いろいろとこの辺はちょっと考えるところがあります。

◎工村一三委員長

まあ、「できる」という言葉のほうかふさわしいような気がするけどね、「努める」とかいうより。努めやんでもできる、その辺ですね。

はい、楠木委員。

○楠木宏彦委員

先ほども申し上げましたけれども、会派というのは、やはり基本的にはそれぞれの会派の自治の問題だと思うので、どういうふうになるかっていうのは、だから、努めるものとすると言われてしまうと、一定の価値観をそれぞれの会派に押しつけるような形になりますから、やはりそれぞれの会派で、例えば、これはもうみんなで好きなようにやろうよみたいなこともあるかもしれませんが、それはそれぞれの会派の自由だと思うんでね、だから、私、個人的には、やはり会派の中で、当然、重要な事案に関しては統一的なものを持たないといかんよと思いますけれども、だけど、それはやっぱり、どこにでも押しつけるべきものではないと思うので、「できるものとする」というのがふさわしいのではないかなと思うんですけどね。

◎工村一三委員長

ほかに、この件に関して。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

先ほどはこれでいいんじゃないかということで、今ずっとまた読み返しながら考えていたんですけども、同一理念を共有する他の議員と一緒に会派を結成することができなかった場合は基本的には1人会派ということになるわけですけども、そういうことを考えると、会津若松の最初の3番までの文章を持ってきたほうがいいのかかと、ちょっと今ふと思っってしまったんですけども、1人会派の小山議長、どうでしょうか。ちょっと、いささかそこら辺については。

◎工村一三委員長

議長。

○小山 敏議長

「会派を結成するものとする」「することができる」、この違いは大きいなというふうに感じとったんでね、僕もこれを見てね。じゃあ1人は会派と言わないのかということになる。だから、ここで何人以上が会派なのかということのをうたっていませんし、今、なんか伊勢市議会はその辺がちょっと不明確なんですね。

◎工村一三委員長

1人でも会派ですからね。

○小山 敏議長

そうですね、そういう呼び方をしますよね。

ちょっと関連なんですけど、この会津若松の4番ですね、議長が必要と認めるときはと、各派代表者会議というのは向こうで決まっているんですが、それは議会基本条例がありませんでしたので今ああいう形になってますけど、議会基本条例を制定するのであれば各派代表者会議のこともここで定義づけしておいて、その会議の内容に関することは各派代表者会議の中で決めたらどうかなというふうには思うんです。ちょっと思いついたものからです。

◎工村一三委員長

一つずついきますので、まず、この「結成するものとする」「できるものとする」と、この辺について、まず一つ話をまとめたいと思います。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

議会事務局に少し確認をします。会派は結成しなければならないですよ、1人会派であったとしても、政務活動費が支給されないわけですから、政務活動費は会派に支給することになってますし、いろんな文書を考えるとですね、会派は結成しなければならない、

1人であったとしても、しなければならない。この、先ほどからの提案の文章でいってしまうと「できるものとする」。できなかった場合という話をしましたけども、その辺を考えると、文章を「結成するものとする」というふうにしておくべきではないかなと思ったんですけども、事務局法制担当いかがでしょうか。

◎工村一三委員長

次長。

●杉原議会事務局次長

会派自体が、まずおっしゃったその政務活動費の条例の中で、「政務活動費は、伊勢市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。）に対して交付する。」ということで、法律上はここでしか会派は出てまいりません。会議規則でも出てまいりません。

あと、うちのほうの各派代表者会議の決定事項ということで、会派の要件等ということで「3名以上構成の会派を交渉団体である会派として認める。」ということですので、3名以上の構成の会派が交渉団体で、それ以外は非交渉なので、1名以上も会派に入るのかなというふうな解釈しかございません。

あと、会津若松の場合は、各派代表者会議というのが法的な位置づけがないので、条例であえてここで位置づけをしてあるというふうを考えております。あと、会津若松の今おっしゃった部分で、基本的には、私の個人的な考えになるんですけども、会津若松さんは皆さんがいずれかの会派に属するものという前提で第1項をつくったものというふうを考えております。

うちのほうの骨子案でも、「することができる」ですので、1人でも会派ということではいいのかなというふうには考えて、このままの条文でも1人でもいけるのかなというふうを考えております。

会津若松の第4条第2項でも「会派は、政策を中心した同一の理念を共有する議員で構成する。」ですので、1人の場合でなくても同じようなつくりかなというふうを考えて

おります。

◎工村一三委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

わかりました。そうしたら、そういうことも含まれるということで解釈をしながら、今のままでいいのかなということで提案したいと思います。

◎工村一三委員長

そうしますと、今のままでいいという考えの方がおりますけど、どうですか、ほか、意見がございましたら。

楠木委員の、この5番を入れるかどうかという話もあるんですけど。

はい、吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

会津若松の場合は、この5番の前の4番が出てきているから5番が入ってくるんだと思うんですけども、これを入れるか入れないかの話ですけども、先ほど事務局からも話がありましたように、別のところで定められているということもありますので、私はここには必要なく、そちらのほうでしっかりと規定しながら、その3人か2人かというのはありますけども、やはりその3人というのは、まず、今議員提案ができるというところ辺の数ということで、交渉会派であるかどうかというふうな判断がなされているのではないかと、いうふうに考えておりますので、そこら辺もなし崩し的にというか、人数が減ってきたら2人でも会派ということになりますと、ちょっとまた考え方も違ってくるのかなと思いますので、交渉会派というのは、また別のところでそれは議論していただくような形にして、会派というところには含まれずに、今回のこの条例の骨子案についてはこの

4行でということではないかというふうに思います。

◎工村一三委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

議長も言われたし吉岡委員も言われたけれども、確かに、会津若松のことに関してはこの4があつて5があるということなのですが、各会派の代表者の会議を開催すると、このことについて特に、実際に代表者会議をやっているわけだけれども、それについての根拠がないということになりますので、やはりここは4、5と入れて、その具体的な中身については申し合わせ事項ということで別に定めることになるわけだけれども、それは別に定めるということで、条例としては入れておく必要があるのかなと思います。

◎工村一三委員長

副委員長。

○野崎隆太副委員長

見直しをする必要があるかどうかという点では、まず私は見直しを、この文面はする必要があるかなと思っております。てにおはの話をするのであればというか、文章の話をするのであれば、「することができるものとします」と、これ正直言うと文章としてはいかなものかなと思うところもありますので、「結成できるものとします」でも全然問題がないので、このままいくというのは少し文章的にはそもそも問題があるかなと思っております。

そういう意味では、この会津若松さんの形のほうがきれいじゃないかなというふうにも思うところもございます。

あともう1点、市民の側から見たときに、実際、皆様がどう感じとるかは別として、私

も言われたことがある意見として、今の会派はやっぱりその賛否が分かれる、議会だよりなんかで出たときに、賛否が会派の中で分かれているというのはもう目に見えている状況の中で、なんでここの会派は分かれているのと、ある意味では役員、議長、副議長とか監査とか、その他委員長を決めるときの役選のための野合かというようなことを実際、市民から言われることもあるということはやっぱり、この場の皆さんの中では、僕は認識をすべきじゃないかなと思っております。

ですので、そういった意味で、そういったことを排除する目的で、この会津若松であるとかその他のところでは、基本的に理念を共有して、会派の中で協議、調整を行うというのはそういう意味で書かれておるといことだと思しますので、さっき賛否の結果に関しては自由にしたらいいというような話も少しありましたけども、市民からそういう目であまり見られてないということは認識をした上で、僕は議論に臨むべきじゃないかなと思います。

そういった意味では、この会派は政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成すると、この辺は必要な文面であるかなと。同じように、会派は政策決定に関して調整を行い合意形成に努めるのものとする、このあたりも僕はあって当たり前なものかなというふうに思っております。でなければ、役選のためかと言われても仕方がないかなというのが現状かなというのが私の意見でございます。

◎工村一三委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

今言われたことは、それぞれの会派の問題なんであって、条例として定めることではないんじゃないかと思えます。そういう批判があったら、その会派そのものを組織替えしたりとかそういったことになってくるわけでね、それは会派自身の問題だと思うんで、条例としてはこれでいいんじゃないかと思えます。

例えば、いろんな議案に関して意見が分かれたりとか、そういった問題がどうこうということに関しては、それは別に、その議案の中身によってはそれはあり得ることなので、例えば、ずうっと以前に国会の中でも臓器移植の問題でね、全く党議拘束をはずしたという会派がずいぶんありました。確か、ああいった問題は非常に微妙なので党として拘束できないということがあったと思うんでね。だから、そういうのは別に問題にすることではないんだらうと。だから、もしそういった批判があるとするならば、会派自身が市民の代表としてどうするのかという問題になってくるんであって、条例としてはそこまで踏み込んではおかしいんじゃないかなと思います。

◎工村一三委員長

副委員長。

○野崎隆太副委員長

私としては、この議会基本条例、本来はこれ、議会はこうあるべきであるとか、議会としての正しい姿を表すための条例だというふうに認識をしておりますので、その中で、会派とはこういうものであるということやうたうのが今回の議題であるというふうに考えております。なので、伊勢市議会として会派とはこういう姿であるべきだというふうやうたうための条例ですので、それは会派の中でやってもらったら結構だというのであれば、それこそ条例をつくらなければ結構だというふうな形になるんじゃないかなという部分も正直言うとございます。

なので、どこまでやうたうかという範囲に関しては、確かにそれぞれ議論はあるかなというふうには思いますけれども、本来の会派とはこういう姿でありますよというところまでは、私は示すべきではないかなと思っております。そのための条例だというふうに私は認識しておりますので、そうであるなら、この「会派」という項はどこまでさわるのかというような議論かなと思います。

◎工村一三委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

この場所はですね、この六つの参考事例からどれを選ぶのかとか、そういう議論でもないですし、文章をどうするのかということを決めていく場なので、ぜひこの文章で、違う文章のほうが好ましいのであれば、そういう文章をちゃんと提案していただきたいと思えますし、こういう文章に変えようというのは、ここは合意形成の場ですので、やはりそこまでもうちょっと踏み込んでやっていただきたいというふうに思います。

文章をこう変えるべきだというのであれば、それを提案していただかないと、いつまでたってもこれ話が進みませんので、やはりそういう形の進め方を今後も検討していただきたいと思えますし、やはり、ちょっと文章が問題があるんならその指摘をちゃんとしていただきたいというふうに思います。

◎工村一三委員長

この文章について、今、吉岡委員からもお話ございましたので、次回からもそういうふうな問題になると思いますので、もし次回からの内容につきましても、内容を変えるということになりましたら、骨子を変えるということになりましたら、そのときの会議に必ずそれを代案として出していただくというふうな方法をとってもらわな、また持って帰ってもらいますと遅くなっていきますので、今回につきましては初めですので、できましたら次回、こういうふうな文面がいいというふうなことで提案してもらおうということにしていただければいいと思いますので、今回初めてですので、やっと一歩がはい出しましたので、今度はこの内容を全部見てもらって、資料もつけてありますので、きょうその話を文章で出していただくと非常にありがたかったんですけど、まあ、そういうふうな初めてですので今回は特別という形をとりたいと思えますけど。

はい、吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

きょうは、そのような形で、今委員長言われたように、そういうことでありますので、一旦はきょうはこのぐらいで、この中身については一旦議論を置いておいて、次回は必ずその文章を、表現をどうするのかということをして、対案を出していただくような形にしながら、これでいいというところはそれでいい理由も述べていただいて、ちゃんとこの議事録の中でこの報告もしていただきながら、どうしてこの条例の文章になったんですかということが、ここでちゃんとプロセスが組み上げられるように、ぜひしていただきたいと思いますので、きょうはこの程度で一旦、次の項目へ行って、次回もう一度改めて、この文章ではいかんというところは直していただくような形の提案をしていただくということで進めていただいたらどうでしょうか。

◎工村一三委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

私も、まあきょうはこの程度ということなんですが、別にこの事例から選ぶというわけではないんですが、やはりこの大津市議会の基本条例が一番新しいと思うんですね。ここは相当研究をして議論を尽くした結果がこれだと思うんです。ですので、その中で、やはり「できるものとします」と書いてあると、できるからせんでもいいかというふうに捉えるとか、多分いろんな議論があった中で、ここで「会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。」というふうに大津さんはされたのではないのかなと思いますので、私自身は、次回までに、この大津市議会のことをちょっと研究しながら、また考えていきたいと思います。

◎工村一三委員長

次長。

●杉原議会事務局次長

骨子案の表現の仕方なんですが、わかりにくくて申しわけありません、「できるものとなります」とあるんですけども、骨子案を示したために「できるものとなります」ということで、条例にした場合は「ものとする」というふうなことになりますので、ちょっとその辺だけ補足させていただきます。

◎工村一三委員長

よろしいでしょうか。わかりました、意味。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

上田委員。

○上田修一委員

次にまた再度ということで、うちとしては、私は、この骨子の、先ほども語尾の訂正をされました。この中で、私は、自分はこの議会改革でこの論議もさせていただいて、これの方向性というのを確認してきたという背景等ありますし、先ほど楠木委員とか議長が言われたように、中身を載せておいたほうがいいと言うのであれば、これまた市議会要覧にそのものがうたってあるように、議長の責務とか、こういうものが会派だということが載っているわけですから、あえてこれと二重に重複はしなくてもいいというふうに思っていますので、私はこの案でいいと思います。

◎工村一三委員長

それでは、今回初めてということで、この骨子案に対する内容について検討していただいたわけですが、次回は必ず、中身も見て勉強もして、自分はこう思うんだという最終的な意見を持ってこの会議に出ていただきたいというふうに思いますので、その点ちょっと気になっておりましたんですけど、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、この「会派」につきましては、次回、引き続き検討するというところでよろしくお願ひします。

もうあと少し時間がございますので、11。

はい、上田委員。

○上田修一委員

11へいくとお昼に終わらんとしますので、11は次に回していただいて、午後はしないということであれば、私、前回欠席させていただいて、私のほうで発言しなさいという意見をされている、携帯、スマホの持ち込みについてだけ発言させていただいてよろしいでしょうか。

◎工村一三委員長

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【3 追加検討項目（A及びC）について】

◎工村一三委員長

それでは、皆さんの御了解を得ましたので、上田委員から、事項書3の「追加検討項目（A及びC）について」、前回欠席されておりました上田委員の会派の御意見を伺いたいと思います。「会議への携帯・スマホ・タブレット等の持ち込みについて」、まずお願ひします。

○上田修一委員

賛否をとられたという形でお聞きをしております、この議事録に載っておりますけども、私ども会派としては、スマホやタブレットは、今後は会議の中には必要やというふうに思うと、ただし、個人のもを持ち込みというのは、どういう形で使われるのであれ、やっぱりルールをきちっと、全員が同じレベルで、同じような待遇で、同じような中身で精査をできるところまできたら使用は可能ということにはいかざるをえないですけども、今の時点の、自分が持っていてこれは便利やというものであれば、自分の私用物を議場に持ち込むということ自体がまだ規則的にはされてないんで、きちっとそのルール、皆さんのもの、同じ議員として、あそこの議場に入って行って、同じレベルで、同じような内容で、同じものが精査できるということになるまでは、私とこの会派としては、いまいち、とめていただきたいということで意見がありました。

◎工村一三委員長

一定のルールをできるまでは持ち込み禁止というふうに解釈させてもうてよろしいですね。（「個人的な物は持ち込まない」と呼ぶ者あり）はい、これは前回この二つの意見がありまして、上田委員さんとこの意見を聞いてから決めましょうという話になっております。

持ち込む必要はないとの意見と、一定のルールのもと持ち込みを可能とするということになりますと、禁止とする場合の理由とか、対象とする会議も、もし持ち込みを禁止とする場合は、禁止にする理由と、それから対象とする会議等について提案をしてもらわないかと、決めやないかんとということになると思いますし、一定のルールをもとに持ち込み可能とする場合は一定のルールを決めやないかんとというふうになりますんですけど、この辺について、皆さん、どういたしましょうか。持ち込み禁止といきますか、あるいはルールを決めてから持ち込み可能とするか、その辺だけちょっと先に結論を出していただきたいと思いますけど。（「一つ質問」と呼ぶ者あり）

はい、上田委員。

○上田修一委員

いなかったので申しわけありません、一定のルールというのは、どういうことが一定のルールかというのをちょっと聞きたかったんです。

◎工村一三委員長

今から決めたいんです。

○上田修一委員

いや、この、そういうことで可能とするという方の声を聞きたいということです。一定のルールで賛同するという方の、言われた方の一定のルールってどういうことかを聞きたかった。

◎工村一三委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

うちの会派は、1人だけがそういった形で話がありました。その内容というのは、先ほど上田委員おっしゃったように、私物ではなく、いわゆる、みんながタブレットを同じようなものを持ってとか、そういうふうなルールができればということで、同じ意見ですので、そういうことでということ。

だから現在は、そういうふうな形になってませんから、当分それができるまでは持ち込み禁止ということで言うておりますので、一定のルールというのはそういう意味で、そういうタブレットが導入されるようになったらということ、現時点ではそういう私物のものはだめということで、先ほど上田委員言われたような内容とほぼ一緒です。

◎工村一三委員長

副委員長。

○野崎隆太副委員長

私は少々違ってですね、一定のルールというのは、例えば、音を出さないとか、最低限その仕事に使うために、なんで持ち込むのかということを考えて上であれば問題がないと。

本来、この会議の席でも何度か申し上げておりますけども、基本的には仕事で使うというのが前提、我々仕事をしに来てますので、という前提のものであれば、多少の私物であっても許可をすべきであると思っております。

例えば、最近、名札をつけているのがはやっているのもありますけれども、あれもう完全に私物ですので、私物がだめだというときは当然あれもだめという形になるかなと僕は思ってます。名札だからいい、スマホだからどうのこうのというのではなく、仕事で使うものというツールであるから、仕事に使うという前提のルールの設定があれば、まあ音を出さないとか、そんなのはもともと当たり前の話ですけれども、それをきちっと明確にすべきじゃないかというようなことだと思っております。私は、それすら別に明確にしなくても、当たり前の話だから、音を出さないと言っておけば、それこそ張り紙だけしておけばそれですむ話かなとは思ってますけども。

◎工村一三委員長

上田委員。

○上田修一委員

質問ですけど、その私物でもいいというルールは、必要なものであれば私物でも何でもいいという考え方で議場に行くという話ですか。要するに、仕事に来たんやで、私の仕事で必要なものは必要として、私物でも何でも持ち込みいいというルールがあるということですか。

◎工村一三委員長

副委員長。

○野崎隆太副委員長

どちらかと言えば、私物の中で持ち込んではいけないものというのが、実際、今、会議の中で決まっているはずです。そちらの要覧の中で決まっているはずです。例えば、杖とかを持っていたらいかんですし、まあ武器となるものはすべて議場への持ち込み禁止のはずです。あと帽子をかぶってたらいかんのじゃないかな。なので、今の時点で禁止されているものがあるのが実際、読むための新聞とかの持ち込みも確か禁止という形で書いてあったかなと思うんですけども、そういうような形で禁止されているものというのが実際、今ありますので、すべてがいいという話をされれば、そうではない。もう既にルール化された条文がございます。

それ以外のものに関しては、僕はある程度は認められる範囲ではないかなと思ってます。それは当然、ボールペンしかり、鉛筆しかり、それと私は並列のツールだと思っておりますので、そこに対して、ただ、議会の品位を重んじるという意味で、本会議場だけスマホは禁止にしましょうとかであるならばまだわかります。

ただまあ、それであれば当然、前にも言いましたけど、傍聴者も含めて禁止にするべきだと思いますし、そこに禁止にするならやっぱり、禁止にする理由が要るかなと思ってます。

◎工村一三委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

いろいろ今御意見いただいていますけども、副委員長に少しお尋ねをしたいんですけど

も、よくですね、膝元であったり机の下でスマートフォンをいじってられるのを、あんまりこんなところで言いたくはなかったんですけども、よく見かけるんですけども、それは何か仕事で、こういった会議の中で必要なことをいろいろされているのか、一体何をされておるのかなというのを僕、時々前から思っていたんですけども、その辺はどのようなことを仕事で使われているんでしょうか。

◎工村一三委員長

副委員長。

○野崎隆太副委員長

先ほどであれば、文言を調べておりました。

◎工村一三委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

そういうことは、膝元でこう隠しながらというか、する必要もないと思いますし、文言の何を調べてはんのかわかりませんが、やはりね、メールしとるのと違うかとか、フェイスブックしとるのと違うのかって、だれが見てもわかりません、それは。副委員長が何をされているのかは、わかりません。僕も、今聞いてそのように教えてもらいましたが、やはりそういうことがね、市民の皆さんから、後ろ、傍聴席から見て、あの方メールされとんのかなと言われてもおかしくないと思うんですね。わかります。

だから、そういうことが、テレビに映ってないからいいじゃないかとか、音が鳴らないからいいんじゃないかということではないと思いますし、一生懸命職員の方が説明していただいとるのに、何かこう足元でカチャカチャやっておるとかですね、そういうのは、あまりふさわしくないと思いますので、こういう形も出てくるんじゃないかなというふう

思いますので、皆さんもよく考えていただきたいというふうに思います。

◎工村一三委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

一定の、共通のタブレットか何かを使うようになって、それからならいいよというような話になってるんだと思うんですけども、ただ、それぞれ個別に今持っておるスマートフォンなり何なりに資料なんかを取り込んだりしてね、それを検索したりするというようなこともしている人もいます。

やっぱり、議会全体として最終的にというか将来的に、ペーパーレスのような方向に向けていくのかなと。もちろん、それができない、あるいは、やらない人は、それは別に強制するものじゃないけれども、そういう方向で考えていけばいいと思うので、それぞれ個別に今使っているものについて、それを持ち込まないようにしましょうというのはいかがでしょうかと思うんですね。ただ、その誤解を招くような使い方というのはいかがでしょうかとは思いますが、それでも。

それから、もちろん、メール、携帯電話というのはどうなのかなと。それがどの程度まで使えるものなのかわからないんだけど、私よく知らないんだけど、まあ基本的には携帯電話だとかそういったものはおかしいだろうと思いますけどね。

非常に、今のスマートフォンなんかですと、機械そのものが境目があいまいになっていくところがあるので、だから難しいんだと思うんですけども。だけど、私物を一律に持ち込むなと言うのは、どうかなとは思いますが、でも。

◎工村一三委員長

上田委員。

○上田修一委員

先ほど吉岡委員も言ったように、私物の範囲は個々に違う形ですから、あそこで要るものは、最低限議場で要るものは、これ以上のものは、同一の、同じ議員としてこれだけのものという確固されたものがやっぱり要るものであって、それ以外が、別に自分が持ってきたものが私物やと思うし、私はそういうものを、仮に議員として、伊勢市議会議員として、あそこの議場には議員以外は入れないわけですから、それを一人でもそういうことを見られれば、伊勢の議員として、そういうことはオーケーですね、そういうことをしているんですね、全員がそういうことを了解しているんですね、という良識の範囲が出てくると思うんです。

だから、一人でもそういう方がみえたら、そのことは全員が認められたことで使ってるんやな、そういうこと使用しとるんやなということに疑いがかけられても、それは議員として了解しとるということになると思います。議場という神聖なところで、そういうことで使っていれば。

だから、みんなが使って、みんながやってれば、みんなが使えるよという話。だから個々の人だけそういうものが、私は私物がいいんだとか、私物でなきゃならないということは、やっぱりルール化というのは、きちっと、これから新しい庁舎もするときにITが出てくるわけですから、その辺のところできちっと、ここはいい、ここはいかんということを決め事はやっぱりすべき。

終わってから、そういうものを必要だ、必要でないかっていうことをせんと、やっぱり、一人の個人のことですらそういうものは限定したらいかんというふうに思ってます。

◎工村一三委員長

本議会で必要なものといったら、本議会で使うもの。そのときに何かを調べるということに関しては、もうそれまでに調べていかないかんような感じも受けますので、私としてはできるだけ何も持ち込まないようにして、本議会に対応してほしいというふうにちょっと感じております。

この辺、今意見がちょっと分かれておりますので、なかなか、この整理も難しいと思いますが、まあ、今、気持ち的に、一切私物を持ち込まないというふうに考えている方はどなたでしょうか。挙手をお願いします。

はい、吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

私物を持ち込まないという聞き方はおかしいと思いますので、ここは、携帯・スマホ・タブレットということで規定しておるわけですから、そこはちゃんと諮ってください。

◎工村一三委員長

それでは、申しわけございません、訂正します。

はい、吉井委員。

○吉井詩子委員

私、本当に迷いまして、退席したいぐらいの気持ちですけれども。

その一定のルールができたらいいいということもあわせて聞いてもらわないと、手を挙げにくいですね。

◎工村一三委員長

そうですね、はい。

まあ、この持ち込みを禁止するか、あるいは、一定のルールのもとに持ち込みを可能にするかということで、まだちょっと意見が分かれておりますので、この辺もちょっと、皆、委員さん、ちょっと整理していただきまして、次の機会にお願いしたいと思います。

まあ、規則的なものも、こういうふうなルールをしたら持ち込みを可能とするのだという考え方、あるいは、もうルールなしで持ち込みは禁止するんだと。もちろん、先ほど言われましたように、携帯・スマホ・タブレット等の持ち込みについてということ的前提

に、少しこの辺も、ここで一から意見を言ってるんじゃないしに、自分なりに整理して考えてきていただいて、次の回にお願いしたい。

また、一定のルールというのも、もしここで考える、みんなで考えるというんだったら考えますけど、自分自身の考えがございましたら、その辺も考えてきていただいて、会議に入っていたきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

上田委員。

○上田修一委員

個人的な意見ではなくて、私は、会派でまとめてこいというから会派でまとめてきました。ですから、これから会派へ下ろして、次回に持ってこいというのであれば、アウトラインを決めてください。これと、これと、こういうとこやったらいい、悪いという、そういうものが全体で、ばらばらの個々の言い方で、ここまではいい、これはいかんとかやなくて、持ち込まない、持ち込んでもいいというラインはこれでという形を決めないと、会派で、じゃあ好き勝手に言うてきて、好き勝手なことをまたここでやらないかんという形になるんで、その辺のところはどうさせてもらったらいいんでしょうか。皆さんに提案です。

◎工村一三委員長

これ、決め方の問題やと思いますので。どうでしょうか、意見がありましたら。

はい、吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

先ほど、ルールという話が出てますけども、現時点でルールというのは難しいと思いますよ。先ほど、文章をとか文言を調べておるんだというふうな話をされてもですね、絶対これは、そうだったんだって言えばそれで済みますし、LINEしとったんかとか、株の取引しとったんかとか、何かほかのことをしとってわかりません、それは。

これ漢字わからんだもんで検索しておったんやとか、メモをとろうと思ったときに、僕も正直言って昔やりました、それは、やったことがあります、携帯電話で。僕はまだガラケーなんで、まだ、スマホでインターネットの検索なんかできないですけど、本当に今、パソコンと一緒にいる状態ですから、いろんなことが、例えば楽天で買い物しておったとかですね、そんなこともできるわけですよ、暇やからしとったとか。インターネットの会社で違う仕事をしとったんだとか、そんなことも、何でもできるわけで、今、その先ほどから一定のルールをつくろうというのは、現時点では僕は無理だと思います。

ですから、当分の間、そういった形ができるまでは、タブレットを全員で導入して、そういうふうなルールをつくらない限りは、僕には言い訳にしか聞こえないところもあると思いますし、それが市民の皆さんから見て、あの議員さん何しとるのですかというふうに言われないうちに、やはり僕らがちゃんとそういうことを決めないといけないと思いますから、そういうルールが、タブレット導入等できるときに、それをルールをちゃんと決めるべきで、タブレットを導入したからといって、それもインターネットつないで何をしとるかわからないということは、できるわけですからね、全部回線をチェックしておらないかんという、そんな話になってしまうわけで、モラルの責任やと思いますので、やはりそこら辺は、当分の間は持ち込みを禁止にしないと、そういうことをやってしまうのであればですね。

例えば、逆に、さわらないということにしてもいいんですよ。何もそういうことをしないということにすればいいわけで、やはり、そもそもそういうことが、今、現実的にあるわけで、その中でちゃんとやっぱりするべきだということを決めていただけたらいいと思います。

◎工村一三委員長

どうでしょうか。結論出しましょか。持ち込まないという結論にしますか、いかがでしょうか。

はい、副委員長。

○野崎隆太副委員長

私は、実際ほかの議員からも、調べ物をするときには使用していると、なんで禁止をするのかという、しっかり理由を明確に、禁止にする理由をちゃんと明確にするべきだというような意見も正直言うといただいております。

性悪説に基づいて話をして、そうかもしれないというような話では違うのかなと。一番最初、会議の時点でも言いましたけど、議会の品位を重んじるとかそんな話になるのであれば、傍聴者も含めて、それから答弁者も含めて、全員が議会の品位を重んじて議場には携帯を持ち込まない、これならまだわかるんです。

ただ、そうでなくて、何をしてるかわからないというのであれば、それはもう本人が説明すればいいだけの話であって、その結果、正直我々には選挙もございますので、市民からのそういう審査を受ける場所はあるわけで、そういった観点から見ても、よその議員からいただいた意見の中でも、ちゃんと理由を明確にできるんなら禁止するのもわかる。ただ、何となくというのは、ちょっとそれは違うんじゃないかというのを私は聞いておりますので、もし仮に禁止にされるならされるで、しっかり理由を出すべきじゃないかなと思っております。

先ほどから、あとルールとかという話もございましたけれども、もしルールを設定するのであれば、それは当然、僕も不満はないです。ただ、ルールまでの間禁止にするというのであれば、逆に、ではいつまでにルールをつくりますので、その間だけは我慢してくださいという期日を示さなければ、それは、誰がどう見て、どう納得をして、いつまで我慢したらいいのかというのがわからない状況なのかなと。例えば、そのタブレットの話もあれば、あるいは、それを制定するべきであるというのであれば、それはいつまでにするというのは先に示すべきではないかなと思っております。

◎工村一三委員長

上田委員。

○上田修一委員

論議をする場所じゃないんで、論議はあまりしたくないんですけど、やっぱり、いせ市議会議員として議場に入る以上は、伊勢市議会議員28名全部が、そういう目線で見られる人が一人でもおれば、議員としてそういう品位の問題が出てくる。だから、先ほど言われたように、ここは民主主義の世界やで、やっぱり、こういうふうに決め事というのは、理由が、俺は反対やって言うたって、そういう決め方をされれば、それはやっていかないかんし、あのとこに決まっとるけど私はこうやって話はできないという論法があるわけですから、副委員長がそうやって言うのであれば、理由づけをするのであれば、全員に聞いて、伊勢市議会議員として、こういうことが本当に今の議場で正しいかどうかを議論してもらって、やってもらえばいい話だと思います。

だから、いつまでというんじゃなくて、今の現状を、こういうことで見られておる状態をやめるということの論法は、きちっとルールはつくれると思います。ですから、早急にやるのであれば、全議員に聞いて、タブレットの議場への持ち込みが妥当なのかどうかという議論をすればいいと思いますので、個人の問題ではないはずなんで、やっぱり議員として全体の品位の問題だと思います。

それと、いつからというのは、私は、先ほど言わせてもうたように、これから議場が、庁舎の改築のときにITということも、そういう狙上もある。そういうときに、あえてそういうことを必要だということであれば、論法すれば、IT化をしていくわけですから、そういうことの中でやればいいという時期もあるということだけ、以上です。

◎工村一三委員長

時間も来ましたので、一応これでこの件に関しましては終わります。次回の方に、少しまたお願いしたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。まあ基本的にどうするかということだけですので、よろしくお願いしたいと思います。

あまり進みませんでしたけど、次回、また御協議をお願いしたいというふうに思います。

【4 次回の会議のこと】

◎工村一三委員長

次回の協議内容としましては、今年度の12月定例会の振り返り、それから、議会基本条例の骨子案についての続き、それから、先ほどお話がございましたタブレットの持ち込み禁止の話、それから、本会議における議員間の質疑、答弁の位置について、また、時間があれば6月定例会の日程の見直し、それから、追加検討項目（A及びC）についてをまた議題としたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、以前、6月定例会の振り返りを行ったときに、本会議で議員間の質疑、答弁をする場合の位置についての御意見がございましたので、これも今後の研究課題として追加していきたいというふうに思います。お手元に資料3を配付させていただきました。県内の事例も調査させていただきましたので、今後、検討する際の参考にしていただければと思います。

次回の会議の日程ですけど、1月28日木曜日、午後1時からというふうにしたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎工村一三委員長

まあ、進み状況を見まして、また時間設定あるいは会議の日程等も、もし意見がございましたら、議員倫理条例もありますので、早く仕上げたいと思っておりますので、その辺も次回までに、時間的な配分あるいは会議の進め方についても、ちょっと御協議をしたいと思いますので、考えてきていただきたいというふうに思います。

先ほど申しあげましたように、次回の御協議いただく内容は先ほどお話しさせていただきましたとおりでございます。

以上、次回の会議に関しまして決定いたしまして異議がございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

なしと認めます。そのように決定いたしました。

それでは、本日はこの程度で会議を閉会いたします。

なお、本日御出席の皆様には開議通知を差し上げませんから御了承をお願いしたいと思います。御苦勞さんでした。ありがとうございました。

閉会 午後0時18分

傍聴の議員（4名）

上村和生、福井輝夫、辻 孝記、黒木騎代春

上記署名する。

平成27年12月 2 日

委 員 長

委 員

委 員